

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年6月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200305号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300048号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年2月26日から昭和63年3月1日に訂正し、昭和63年2月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和63年2月26日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和63年2月26日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年2月26日から同年3月1日まで

A社から同社の関連会社であるB社に異動したが、請求期間における厚生年金保険の記録がない。

請求期間についても、継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたはずなので、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録、A社の元役員から提出された同社の住所録及び同役員の回答並びに複数の同僚の回答等から判断すると、請求者は、請求期間においてA社又は同社の関連会社であるB社(現在は、C社)に継続して勤務(A社からB社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、異動先のB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年3月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和63年1月の厚生年金保険の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の請求期間当時の事業主は亡くなっていることから、昭和63年2月26日から同年3月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200317号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300049号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月10日
② 平成20年7月10日
③ 平成20年12月10日
④ 平成21年7月10日

請求期間にA社から賞与の支払があったが、賞与の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、日本年金機構からの照会に対し、4年前に閉社・消失している旨を記載し、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したか否か及び請求者の賞与から厚生年金保険料を控除したか否かについては無回答であったことから、厚生局から同事業主宛てに再度照会を行ったものの回答を得ることができない。

また、請求者の請求期間当時の住所地を管轄するB市役所は課税証明書を発行できる期間は現年度を含めて5年である旨回答していることから、請求期間①から④までに係る社会保険料控除額について確認することができない。

さらに、請求者は、賞与は現金支給であり、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与に係る給料支払明細書等の資料を所持していない旨陳述していることから、請求期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。